

「デザイン都市・神戸」年次報告書作成業務 委託事業者募集要領

<目的・概要>

神戸市の都市戦略「デザイン都市・神戸」は、神戸の資源や魅力をデザインの視点で見つめなおし、新たな魅力と活力の創出を促進しています。本業務は、平成 28 年度に行った「デザイン都市・神戸」の魅力を推進している事業や、市内の創造的な活動、イベントなどを効果的に伝えるためのツールとして、手に取ってもらいやすい年次報告書の作成を目的とします。

1. 委託期間（予定）

平成 29 年 2 月中旬～平成 29 年 3 月 31 日

2. 委託料（上限）

950 千円 消費税含む

3. 委託業務の内容

(1) 平成 28 年度に行った「デザイン都市・神戸」関連施策をまとめた年次報告書の紙面のデザイン及び印刷・納品を行う。条件は以下のとおりである。

- ① 媒体 : タブロイド紙 (16 ページ)
- ② タイトル : City of Design KOBE
- ③ サブタイトル : デザインで作るまちの魅力
- ④ 文章および写真 : 創造都市推進部より支給 (文章は横書き)
- ⑤ 作成部数 : 10,000 部
- ⑥ 納品場所 : 神戸市企画調整局創造都市推進部 (1 か所)

※レイアウトの調整にあたっては、神戸市のクリエイティブディレクターと連携して行ってください。

4. 応募資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者

(1) 単体の場合

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- イ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- ウ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと

- エ 兵庫県指名停止基準（平成6年6月16日）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
 - オ 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
 - カ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
 - キ 国税及び地方税を滞納していない者であること
 - ク 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること
 - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと
- (2) 複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合
上記ア～カ、クに掲げる要件をすべて満たす構成員により結成されたものとする。
ただし、上記キに掲げる条件については、共同体を代表する者が要件を満たしていること。

5. 応募要領

(1) 応募書類

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 企業概要（様式2） 1部
 - ・企業・団体のパンフレット等があれば添付して下さい。
- ウ 見積書（サイズA4、書式は任意） 1部
- エ 紙面作成例（任意の用紙（原寸大）に印刷して提出） 1部
 - ・別紙1のP.12～13（歴史的建築物の保存活用、津波避難情報板）とP.32～33（CREATIVE WORKSHOP ちびっこうべ2014）の日本語部分の内容をタブロイド紙の1面（表紙）としてデザインを作成してください。
 - ・タイトルのロゴ化をお願いします。
 - ・写真については、全て使用する必要はありません。また、トリミングして頂いて結構です。
- オ 本委託業務実施スケジュール（書式は任意） 1部
- カ 本委託業務実施体制（書式は任意） 1部
- キ 印刷する紙の見本 1部
 - ・複数の案がある場合は、複数提出してください。
 - ・また、使用する紙によって価格が変わる場合は、それにあわせて見積書も複数提出してください。
- ク 実績報告書（サイズA4、書式は任意） 1部
 - ・過去に類似の業務を行ったことがある場合、その実績がわかる資料

※提出いただいた応募書類は返却いたしません。また、応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担となります。

(2) 提出期限

平成29年2月10日（金） 午後5時

- ・提出の方法は、郵送または持参とします。
- ・郵送の場合は同日必着とし、持参の場合の受付は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとします。

(3) 面接審査

- ・提出頂いた資料をもとに**平成 29 年 2 月 15 日（水） 午後（予定）**に面接審査を行います。
- ・1 グループあたり約 20 分間の審査をさせていただきます。最初 10 分を目処に作成意図をご説明頂き、その後 10 分を質疑応答とさせていただきます。
- ・時間については、応募書類をご提出いただいた後に、連絡させていただきます。

6. 選考方法等

(1) 企画選考の方法

総合評価方式による書類審査

■総合評価方式について

企画内容の評価点と、価格の評価点との合計点により、委託先を選定します。

①次に記す評価項目および評価方法により、提案内容の評価・採点を行います。

②次に、価格の評価を行い、企画評価点および価格評価点の合計点により、委託先を選定します。

※必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出をお願いする場合があります。なお、ヒアリング等に伴う経費は各自でご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

※応募条件を満たしていないことが判明した場合、審査の対象外となります。

(2) 企画内容の評価項目

企画内容について、以下の項目に基づき評価を行います。

- ①適合性 事業の目的を正しく理解しているか
- ②創造性 「デザイン都市・神戸」にふさわしい独創的な紙面であるか
- ③視認性 紙面の内容はわかりやすいか
- ④効果実行性 事業スケジュールや実施体制、人員体制は妥当か

(3) 企画内容の評価方法

選考委員が評価項目について 5・4・3・2・1 の 5 段階評価にて採点を行ったうえ、上記の配点により 90 点満点換算した点数の合計を企画評価点とします。

(4) 価格の評価方法

提案価格に対し、以下の式により価格評価点とします。

$$\left(1 - \frac{(\text{当該事業者の提案価格})}{(\text{上限額})}\right) \times 10 \text{ 点} \quad (\text{小数点以下第 2 位を四捨五入})$$

(5) 委託先を選定方法

- ①企画評価点（90 点満点）と価格評価点（10 点満点）との合計点（100 点満点）の最上位事業者を委託先として選定します。なお、最上位事業者の合計点が 30 点未満の場合は、委託先として選定しません。
- ②合計点が同点の場合は、企画評価点の点数が高い企画提案事業者を委託先として選定します。さらに、企画評価点も同点の場合は、上記「(2)企画内容の評価項目 ③視認性」の点数が高い企画を提案した事業者を委託先として選定します。

(6) 結果の通知

結果については、平成 29 年 2 月中旬頃に提案事業者全員に連絡します。

7. 質問及び回答

- (1) 質問がある場合は、様式 3 の質問書に必要事項を記載し、E-mail にて送信してください。E-mail のタイトルを「「デザイン都市・神戸」年次報告書作成委託事業者募集に関する質問」と明記してください。（電話・FAX による受付は行いません。）

■ 質問票送信先：design-kobe@office.city.kobe.lg.jp

■ 質問受付期間：平成 29 年 2 月 8 日（水）午後 5 時までとします。

(2) 回答は E-mail にて行います。また、必要に応じて市ホームページにおいて公開します。

8. その他

- ア 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとします。
- イ 実際の業務運営の詳細に関しては、神戸市の指示に従ってください。
- ウ 採用されたデザインの著作権は、神戸市に帰属するものとします。
- エ 本募集要領に定めのない事項については、別途協議によるものとします。

9. 応募書類送付先

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5-1 （神戸市役所 1 号館 12 階）

神戸市企画調整局創造都市推進部

「デザイン都市・神戸」情報発信業務委託事業者募集係